

豊田市西中山自治区規約（豊田市地縁団体）

私たちは、豊田市民として自覚と責任及び相互の信頼と協力に基づき、やすらぎとうるおいに満ちたよりよい地域共同社会を創造するため、西中山自治区を組織し、ここに西中山自治区規約を定める。

第1章 総 則

名称と構成

第1条 この自治区は、西中山自治区（以下「自治区」という）と称す。区域内の住民（以下「地域住民」という）をもって構成する。

目 的

第2条 自治区は、地域住民の福祉向上と住みよい街づくりを図ることを目的とする。

運営の基本理念

第3条 自治区の運営は、地域住民の個性と自主性を尊重し、地域住民の総意を前提として民主的に運営されなければならない。

区 域

第4条 自治区の区域は豊田市西中山町地内で別紙図面に掲げる区域とする。

主たる事務所

第5条 自治区の主たる事務所は、次に置く。

自治区区民会館内 豊田市西中山町後田93番地27

事 業

第6条 自治区は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）地域住民の親睦に関すること
- （2）地域住民の相互扶助に関すること
- （3）地域住民の生活依環境整備に関すること
- （4）地域のコミュニティ活動に関すること
- （5）地域住民の福祉に関すること
- （6）集会施設等、共有資産の維持管理
- （7）その他、前各項に関連する事業

第2章 組

地域住民・世帯

- 第7条 自治区の地域住民は、第4条に定める区域に住所を有する個人とする。
- 2 自治区の地域住民世帯は、第4条に定める区域に住所を有する個人とする。
 - 3 自治区の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となる事が出来る。

入 会

- 第8条 第4条に定める区域に住所を有する個人で、自治区に入会しようとする者は、別に定める入会申込書（区民票）を区長に提出しなければならない。
- 2 自治区は、前項の入会申込があった場合には、正当な理由なくこれを拒むことが出来ない。

退 会

- 第9条 地域住民が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。
- (1) 第4条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
 - (2) 本人より別に定める退会届が区長に提出された場合
- 2 地域住民が死亡し、又は失踪宣言を受けたときは、その資格を喪失する。

区 費

- 第10条 地域住民は、西中山運営細則・細則別表に定める区費を納めなければならない。
- 2 区長は、役員会の承認を得て、協力費を徴収することが出来る。（生活保護世帯については考慮する）
 - 3 転入者は、4ヶ月目より区費を納めなければならない。
転出者には、区費の返納はしない。

組

- 第11条 自治区に組を設ける。
- 2 組は、1組から17組とし、戸数の増加に伴う分組は、時期及び30戸数超える
と考慮の上、認めるものとする。
 - 3 組の新組は、地理及び社会的条件を考慮して定めるものとする。

組 長

- 第12条 組に組長を置く。
- 2 組長の任期は、原則として1年間とし、組内の地域住民の持ち回りにより就任するものとする。
 - 3 組長は、組内の地域住民の協力を得て次の事項を処理する。
(1) 地域住民の意見を取りまとめ及び自治区運営への参画

- (2) 組内における行事の企画及び実施
- (3) 地域住民の移動状況の把握及び連絡調整
- (4) 寄付金等の徴収及び自治区からの伝達事項の取扱い
- (5) その他自治区に関係すること

第3章 役 員

役 員

第13条 自治区に次の役員を置く。

- | 役職名 | 定員 | 選 出 方 法 |
|------------------|----------------|-----------------------------------|
| (1) 区 長 | 1名 | 選考委員会で候補者を選出し、総代会において投票決議する。 |
| (2) 副 区 長 | 1名 | 上に同じ |
| (3) 会 計 | 1名 | 上に同じ |
| (4) 監 事 | 3名 | 上に同じ |
| (5) 区会議員は、 | 定員並びに区域を細則で定め、 | 進出方法は選考委員会で候補者を選出し、総代会において承認決議する。 |
| (選考委員会は運営細則で定める) | | |

相談役・顧問

第14条 自治区に相談役・顧問を置くことが出来る。

- 2 相談役・顧問は、自治区推薦の地域委員並びに役員会が必要と認めた者としてすることができる。
- 3 相談役・顧問は、区長の要請により会議等に出席し意見を述べる事が出来る。

任 期

第15条 三役の任期は2年、監事及び区会議員の任期は2年とする。

但し、再選は妨げない。

- 2 役員に欠員の生じた場合は、すみやかに補充をするものとする。
- 但し、後任役員の任期は、前任者の残任期間とする。

役員の職務

第16条 役員の職務は次の通りとする。

- (1) 区長は、区務を掌理し、自治区を代表する。
- (2) 副区長は、区長を補佐し、区長に事故あるときは区務を代行する
- (3) 会計は、財務を掌理する
- (4) 監事は、自治区の会計事務を監査する。
- (5) 区会議員は、区務を審議する

役員会

第17条 役員会は、第13条の役員（監事を除く）で構成し、区長がこれを招集する。

- 2 三役会は、必要に応じ、役員会で選出された議長及び副議長を加えることが出来る。

役員会の招集

第18条 役員会は、区長が必要と認めたとき招集する。

- 2 区長は、役員の5分の1以上役員から、会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったときは、その請求があった日から14日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、すくなくとも5日前までに通知しなければならない。

役員会の議長

第19条 役員会の議長は、区会議員がこれにあたる。

委員会の設置

第20条 区長は、第6条に定める事業を実施するため、次の委員会を設け、委員を置くことが出来る。

- 2 総務部、環境部、安全部、体育部、文化部、福祉部、広報部
- 3 その他必要に応じた委員会

役員の手当

第21条 自治区は、役員等がその職務を遂行するうえで要する経費を支弁するため手当を支給しなければならない。

- 2 前項の手当は運営細則で定め、予算決議を受けなければならない。

自治区事務員

第22条 自治区は、事務員を置くことが出来る。

- 2 前項の事務員の任免、待遇等については、役員会が運営細則で定める。

第4章 総会

総会

第23条 地域住民は、総会において各々1個の表決権を有する。

- 2 次の各号を除き、会員の表決権は世帯で1個とする。
 - (1) 規約の改正に関する事
 - (2) 財産の処分に関する事

- (3) 解散に関すること
- 3 定例総会は、次の事項を審議または議決する。
 - (1) 事業報告及び決算
 - (2) 事業計画及び予算
 - (3) その他自治区運営の基本方針に関する事項
 - (4) 役員の選出

招 集

- 第24条 総会は定例総会と臨時総会とし、区長がこれを招集する。
- 2 定例総会は、毎年3月に開催し、臨時総会は必要の都度開催する。但し、定例総会は、総代会とし、選出は各組組長及び各組1名選出し行うこと。

議 長

- 第25条 議長は、区会議員の中から役員会が推薦する。

議 事

- 第26条 総会は、半数以上の出席により成立する。但し、委任状の提出があった場合は、出席したものと認める。
- 2 議決は、委任状提出者以外の出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

総会の議事録

- 第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 地域住民の現在数及び出席者数（書面表決者及び委任状を含む）
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印をしなければならない。

第5章 資産および会計

資産の構成

- 第28条 自治区の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 別に定める財産目録記載の資産
 - (2) 区費
 - (3) 活動にともなう収入

(4) 資産から生ずる果実

(5) その他の収入

資産の管理

第 29 条 自治区の資産は、区長が管理し、その方法は役員会の議決により定める。

資産の処分

第 30 条 自地区の資産で、第 28 条に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、または、担保に供する場合には、総会において 3 分の 2 以上の議決を要する。

費用の支弁

第 31 条 自治区の経費は、資産をもって支弁する。

事業計画及び予算

第 32 条 自治区事業計画及び予算は、区長が作成し、毎年会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、区長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出することが出来る。

事業報告及び決算

第 33 条 自治区の事業報告及び決算は、区長が事業報告、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度に総会の承認を受けなければならない。

会計年度

第 34 条 自治区の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、3 月 31 日までとし、その予算及び決算について、会計年度毎に総会の承認を受けなければならない。

但し、3 月分の収支については見込みの仮決算で総会に諮る。この場合は、決算確定後の翌年度、第一回役員会で承認を受けることとする。

残余財産

第 35 条 自治区の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の議決を得て、処分を決定する。

第6章 規約の変更及び解散

規約の変更

第36条 この規約は、総会において地域住民の4分の3以上の議決を得、かつ、豊田市の議決を得て、処分を決定する。

解 散

第37条 自治区は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会議決に基づいて解散する場合は、総地域住民の4分の3以上の承諾を得なければならない。

第7章 雑 則

備え付け帳簿及び書類

第38条 自治区の事務所には、規約、地域住民名簿、許可及び登記に関する書類、総会及び役員会議事録、収支に関する帳簿、財産目録投資資産の状況を示す書類その他の必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

2 地域住民により請求があった場合、役員会の承認を得て必要な部分のみ本人に限り提示する。

届出、納付義務

第39条 自治区内において、土地、住宅、開発事業等を行うものは、別の指導要綱によるものとする。

委 任

この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を得て、役員会が別に定める。

付 則

この規約は、平成17年4月1日より施行する。

平成20年4月1日改定（区会議員定数並びに区域変更）

平成21年4月1日改定（地方自治法の改正に伴う事務所・解散の改定）

平成22年4月1日改定（地域住民・世帯並びに相談役・顧問の追加改定）

平成28年4月1日改定（第8条、第9条、第10条、条項配列の変更と、
第39条区費の削除）

